

第2回情報保護監視準備委員会 議事要旨

1 日時

平成26年7月16日（水）午後3時から同3時25分頃までの間

2 場所

総理官邸4階大会議室

3 出席者

委員長 森国務大臣
委員長代理 岡田副大臣
副委員長 加藤内閣官房副長官
世耕内閣官房副長官
杉田内閣官房副長官
磯崎国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官
委員 国家安全保障局長
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
内閣情報官
内閣府事務次官
警察庁長官
公安調査庁長官
外務事務次官
経済産業事務次官
海上保安庁長官
防衛事務次官

4 配付資料

- (1) これまでの主な検討経緯（資料1）
- (2) 政令、運用基準の素案
 - ア 素案の概要
 - (ア) 施行令（資料2）
 - (イ) 統一的な運用基準（資料3）
 - (ウ) 適正確保の仕組み（資料4）
 - イ 素案本文
 - (ア) 特定秘密の保護に関する法律施行令（資料5）
 - (イ) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（資料6）

- (ウ) 内閣府本府組織令の一部を改正する政令（資料7）
- (3) 今後のスケジュール（資料8）

※ 参考資料

- (1) 法律の解釈に関する委員の御質問及び事務局からの回答
- (2) 政令関係
 - ア 盛り込むべき事項案
 - イ 盛り込むべき事項案への委員の御意見及び事務局からの回答
 - ウ 検討状況について
 - エ 素案の叩き台
 - オ 素案の叩き台への委員の御意見及び事務局からの回答
- (3) 運用基準関係
 - ア 盛り込むべき事項案
 - イ 盛り込むべき事項案への委員の御意見及び事務局からの回答
 - ウ 素案の叩き台
 - エ 素案の叩き台への委員の御意見及び事務局からの回答
 - オ 素案（叩き台からの見え消し版）
- (4) 特定秘密保護法の逐条解説（未定稿）

5 議事概要

- (1) 冒頭、森大臣から、概要以下のとおり挨拶を行った。
 - 昨年12月25日に第1回情報保護監視準備委員会が開催されて以降、これまで、内閣官房特定秘密保護法施行準備室を中心に、関係府省庁の皆様の協力を得て、情報保全諮問会議の委員の御意見を伺いながら、精力的に検討を進め、今般、政令及び運用基準の素案を作成するに至った。担当大臣として、これまでの御協力に御礼申し上げます。
 - 今般作成した各素案については、明日開催が予定されている第2回情報保全諮問会議で御議論いただき、パブリック・コメントにかけることについて御了承を得ることができれば、1ヶ月間のパブリック・コメントを実施したいと考えている。
 - 今後、各素案を基に、閣議決定に向け、政令案や運用基準案の作成作業を進めていくこととなるが、パブリック・コメント等を通じて国民の皆様のお意見を伺い、よりよいものができるよう、しっかりと検討を進めていきたいと考えている。

○ 特定秘密保護法の施行まで半年を切った。特定秘密保護法の施行に向け、政府一体となって、体制の準備も含め、万全の準備を進めていく必要がある。本日御参集の皆様方におかれては、特定秘密保護法の適正かつ円滑な施行に向け、より一層緊密に連携しつつ、施行準備を加速していただくよう、よろしくお願ひしたい。

(2) 次に、特定秘密保護法施行準備室から、配付資料に基づき、これまでの主な検討経緯や政令・運用基準等の素案の概要について説明を行うとともに、本日参考資料として配付したこれまでの検討に関する資料については、情報保全諮問会議の透明性を確保する観点から、第2回情報保全諮問会議終了後、同日中にホームページ上に公表する予定である旨説明した。

(3) その後、特定秘密保護法施行準備室から、今後のスケジュールについて概要以下のとおり説明を行った。

○ 明日7月17日に開催される第2回情報保全諮問会議において、政令・運用基準の素案をパブリック・コメントにかけることについて委員にお諮りする予定である。そこで各委員から御了承が得られれば、会議終了後、速やかにパブリック・コメントを開始したいと考えている。

○ 第2回情報保全諮問会議の資料については、会議終了後、同日中にホームページ上に公開するが、国民の皆様は政令・運用基準の素案の内容及びその検討経緯について理解を深めていただく観点から、パブリック・コメント自体は、1週間程度の周知期間を置いた後に開始することとしたいと考えている。

○ パブリック・コメントは1ヶ月間を予定しているが、そこで出された御意見について、政府側で、政令・運用基準案への反映の是非、反映の仕方について整理の上、第3回情報保全諮問会議を開催し、議論いただくこととしてはどうかと考えている。関係府省庁の十分な準備期間を確保した上で、秋に政令や運用基準を閣議決定するというスケジュールの関係上、これまで同様、関係府省庁の皆様とは、並行して調整を進めさせていただきたいと考えている。

○ 本日出席していない省庁も含めた全府省庁についても、情報保全諮問会議、パブリック・コメントと並行して説明し、意見を頂くことを考えてい

る。正式な法令協議は、第3回情報保全諮問会議後に行うことになるが、本日出席いただいている府省庁におかれては、質問や意見があれば、随時対応させていただく。

- 法律の施行は12月頃になると思うが、指定の件数等を12月末で一旦取りまとめることが必要となり得る。施行後極めて短期間のうちに特定秘密の指定、特定秘密の表示等の作業を行う必要があることから、各省庁内の作業を督励していただきたい。

(4) 出席者から概要以下のとおり発言があった。

- 特定秘密保護法の施行を滞りなく迎えるためには、関係各府省庁が相互に連携を図り、政府一体となって施行準備を進めていくことが必要である。この先、要所要所で、関係府省庁間において調整が必要となる場面が生じるかと思うが、引き続き御協力いただきたい。

- 本委員会の下、特定秘密保護法の政令や運用基準等の検討作業を切れ目なく進めており、また、各府省庁においても施行準備作業を進めていると思うが、特定秘密保護法の施行に向けて更に作業を加速化させていただきたい。特に、本委員会の後継として設置する保全監視委員会（仮称）や、内閣府に設置する独立公文書管理監（仮称）あるいは情報保全監察室（仮称）が実効的に機能していくことが大変重要であると考えているので、担当部署においては具体的な準備を更に進めていただきたい。

- 特定秘密保護法の政令や運用基準は、他の法律の政令と比較しても国民の関心は高いものと認識している。政府としては、これまでも適時適切な情報発信を行ってきたところであるが、特に今回の素案の取りまとめに当たっては、入念に質問事項を聴取し、叩き台を示し、それに対する御意見を何度も頂いて修正するという、非常に丁寧な進め方をとっており、また、その経過は公開することになっている。今後もその姿勢を維持し、国民に対する説明責任をしっかりと果たしていく必要があると考えている。本日御参集の皆様方におかれては、その点についても留意し、各種施行準備作業を進め、広報対応等に当たっても、率先して協力していただきたい。

- 今後の政令案や運用基準案の作成作業に当たっては、パブリック・コメントを通じて国民の皆様のお意見をしっかりと伺い、よりよいものができるよう、検討を進めていただきたい。

- 特定秘密保護法については様々な議論があり、法案審議の過程で運用基準に盛り込むと約束したものがあつた。この約束を遵守しなければならない一方で、各府省庁において実効的に運用することができるものを策定することが重要である。本日御参集の皆様方におかれては、今後も特定秘密保護法施行準備室と緊密に連携を取り、特定秘密保護法を的確に運用できるよう、御協力いただきたい。

- 本年末の法施行時には、内閣府に、審議官級の独立公文書管理監（仮称）及び20人規模の情報保全監察室（仮称）を立ち上げ、また、内閣情報調査室にも法の運用を担当する部署を立ち上げる必要がある。これらの体制は、本法の適正な運用を図る上で必要不可欠なものであり、本日御参集の皆様方におかれては、引き続き、施行後の体制構築に向け、協力をお願いしたい。

（以上）